

**令和2年度 医療経営人材養成講座事業 業務委託
公募型プロポーザル説明書**

1 目的

本事業は、少子高齢化による医療ニーズの変化に対応する医療提供体制を構築・維持していくために、個々の病院の経営基盤強化（局所最適）と地域医療構想の推進（全体最適）とを調和させた上で病院経営に携わることのできる、次世代の医療経営人材を養成することを目的とする。

2 業務概要

(1) 名称

令和2年度 医療経営人材養成講座事業 業務委託

(2) 業務の内容

別紙「令和2年度 医療経営人材養成講座事業 業務委託仕様書」に示す内容の業務を実施

(3) 契約期間

契約締結の日から令和3年3月29日（月）まで

(4) 委託料上限額

6,600,000円（消費税及び地方消費税を含む）

(5) 仕様

別紙「令和2年度 医療経営人材養成講座事業 業務委託仕様書」のとおり

3 参加資格等

次に掲げる要件のすべてに該当する者とします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 民事再生法の規定による再生手続き開始の申立て中又は再生手続き中でないこと。
- (3) 会社更生法の規定による更生手続き開始の申立て中又は更生手続き中でないこと。
- (4) 参加申込書の提出期限から企画提案書の提出期限までの期間において、奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の措置期間中でない者
- (5) 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成7年12月奈良県告示第425号）第2条第1項各号のいずれにも該当しないこと。
- (6) 課税対象事業者は、奈良県税、法人税、消費税、地方消費税の滞納が無いこと。
- (7) 次のいずれにも該当しないこと。

①役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を

- 代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められる。
- ②暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる。
 - ③役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる。
 - ④役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる。
 - ⑤役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる。
 - ⑥奈良県が発注する物品購入等の契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約(以下「下請契約等」という。)に当たって、その相手方が上記①から⑤のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められる。
 - ⑦奈良県が発注する物品購入等の契約に係る下請契約等に当たって、上記①から⑤のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合(上記⑥に該当する場合を除く。)において、県が当該下請契約等の解除を求めたにも関わらず、これに従わなかったと認められる。
 - ⑧奈良県が発注する物品購入等の契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を県に報告せず、又は警察に届け出なかったと認められる。
- (8) 公告日から過去5年以内に国又は地方公共団体(国又は地方公共団体が設立する独立行政法人を含む。)と、医療・介護に係る「人材育成業務」「コンサルタント業務」「調査・研究業務」のいずれかの契約実績があり、誠実に履行した実績を有している者であること。

4 参加方法

本プロポーザルへの参加を希望する場合、所定の参加申込書及び企画提案書等を期限までに提出すること。

5 公募型プロポーザル説明書等の交付場所、交付期間等

(1) 交付場所

奈良県 福祉医療部 医療政策局 地域医療連携課 医療企画係(県庁3階)
〒630-8501 奈良市登大路町30
TEL: 0742-27-8645

(2) 交付期間

令和2年10月16日(金)～令和2年11月9日(月)まで

(但し、土曜日、日曜日及び祝祭日を除く、午前9時から午後5時まで)

(3) 交付資料

(1) に示す場所において次の書類を交付します。

- ・公募型プロポーザル説明書
- ・業務委託仕様書
- ・提出様式(様式1～様式11)及び質問票(様式12)

なお、上記書類は奈良県ホームページにも掲載します。

(奈良県HPのトップページ→県の組織→地域医療連携課→新着情報)

※現在、緊急版の専用トップページが表示されていますので、[通常版を表示](#)ボタンをクリックして、通常のトップページに入ってください。

6. 説明会の開催

本プロポーザルの実施にかかる説明会は行いません。

7 参加申込書の提出

公募型プロポーザル参加希望者は、次の書類を期限までに提出すること。

提出書類	①参加申込書【様式1】 ②事業者概要書【様式2】 ③同種業務の実施実績【様式3】 ※課税対象事業者は、納税証明書(奈良県税、法人税、消費税、地方消費税に滞納のない証明書)を添付すること。 ※業務案内(リーフレット等)を添付すること。 ※業務の実績については、参加資格等で掲げる要件を確認できるように、公告日から過去5年以内の国又は地方公共団体(国又は地方公共団体が設立する独立行政法人も含む。)との契約実績を具体的に記載すること。
提出部数	1部
提出期限	令和2年10月23日(金)17時まで(必着)
提出方法	持参又は郵送による。郵送の場合は、配達記録が確認できる方法により、期限までに必着すること。
提出場所	〒630-8501 奈良市登大路町30番地 奈良県 福祉医療部 医療政策局 地域医療連携課 医療企画係 電話:0742-27-8645 FAX:0742-22-2725
その他	提出書類に虚偽の記載が判明した場合は、参加資格を取り消す。書類の作成にあたって、使用する言語は日本語(情報通信技術として一般的に用いられる用語を除く。)とし、通貨は日本国通貨に限る。

8 質疑及び回答

質問方法	質問がある場合は、「質問票」【様式12】によりファックスで行うこと。その際、件名を「医療経営人材養成講座事業業務委
------	---

	託に関する質問」とすること。
提出先	奈良県 福祉医療部 医療政策局 地域医療連携課 医療企画係 FAX:0742-22-2725 担当：戸田、野坂
質問票提出期間	令和2年10月16日（金）～10月23日（金）17時まで
質問への回答	質問に対する回答は、競争上の地位とその他正当な利益を妨げる恐れのあるものを除き、参加申込者全員に令和2年10月30日（金）までにFAXで回答する。この場合、当該回答内容は仕様書の追加又は修正とみなす。ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体の提案内容に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。

9 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

以下の書類を、A4片面（必要に応じA3折り込みも可）で提出すること。全20枚を限度とすること。なお、様式5の実績を証明できる書類は限度枚数に含めない。

【様式4】企画提案書

【様式5-1】配置要員経歴（総括責任者用）

【様式5-2】配置要員経歴（業務担当者用）

【様式6】業務実施体制表（業務分担、チーム構成等）

【様式7】業務のスケジュール

【様式8】奈良県内の病院が抱える経営課題に関する考察

【様式9】医療経営人材養成講座のプログラム提案

【様式10】スタートアップ研修会の企画提案

【様式11】見積書（内訳を明記し、消費税込みの金額を記入すること。）

(2) 提出部数

正本1部、副本5部

（副本には、応募者の名称が推測されるような記載や、用紙の使用はしないこと）

(3) 提出期限

令和2年11月9日（月）午後5時（必着）

(4) 提出方法

持参又は郵送による。郵送の場合は、配達記録が確認できる方法により、期限までに必着すること。郵便事故等により提出書類が期限内に提出場所に到達しなかったことによる異議を申し立てることはできません。

(5) 提出場所

〒630-8501 奈良市登大路町30番地

奈良県 福祉医療部 医療政策局 地域医療連携課 医療企画係

電話:0742-27-8645 FAX:0742-22-2725 担当：戸田、野坂

(6) 書類作成上の留意点

【様式6 関係】

- ・業務実施体制について、業務分担やチーム構成、各業務間の関係性が分かるように記載すること。記載に際しては、様式5-1及び様式5-2の記載内容と整合性がとれるよう留意すること。

【様式7 関係】

- ・業務の内容と段取りや手順が分かるように業務実施スケジュールを記載すること。

【様式8 関係】

- ・奈良県内の病院が抱える経営課題について、今後の医療のあり方や、国と都道府県が進める地域医療構想の方向性を踏まえて考察すること。
- ・記載に際しては、国全体としての一般論とともに、奈良県の地理条件や現行の医療提供体制、今後の人口構造と医療ニーズの変化も踏まえて、課題を具体的に明示すること。
- ・なお、奈良県の地域医療構想及び地域医療構想調整会議の議論状況については、県ホームページより閲覧可能。（トップページ＞県の組織＞福祉医療部 医療政策局＞地域医療連携課 医師・看護師確保対策室＞医療企画係＞奈良県地域医療構想）

【様式9 関係】

- ・様式8での考察を踏まえて、病院が抱える経営課題を解決するために必要な知識や能力について明確にし、その知識や能力をどのようなプログラムで身につけるか、その計画を具体的に明示すること。
- ・本事業の目的である「局所最適と全体最適との調和を図る医療経営人材の養成」「病院経営を最前線で担う人材の横の繋がり（ネットワーク）の創出」「病院経営に関するノウハウの伝播」を達成するために、プログラムにおいてどのような工夫やアプローチを行うか、具体的に明示すること。
- ・プログラム案は、取り上げる項目やテーマ、授業の方法が分かるように記載すること。

【様式10 関係】

- ・スタートアップ研修会の企画案について、テーマ及び研修手法等が分かるよう記載すること。
- ・スタートアップ研修は、令和3年度開講予定の医療経営人材養成講座のイントロダクションとなることに留意し、工夫する点が分かるよう記載すること。
- ・2開催分（2月開催分と3月開催分）の企画案を提示すること。

【様式11 関係】

- ・見積もりに当たっては、各業務の内訳が分かるようにし、金額は消費税及び地方消費税込みの金額を記入すること。消費税及び地方消費税率は10%とする。
- ・委託上限額6,600,000円を超えないこと。

(7) その他

- ・ 提案は、各応募者 1 案とする。
- ・ 文字の標準サイズは、10 pt とする。最高サイズは特に指定しないが、最低サイズは 8 pt までとする。ただし、図表中等やむを得ない部分はこの限りではない。書体は任意とする。
- ・ 書類の作成にあたって、使用する言語は日本語（情報通信技術として一般的に用いられる用語を除く。）とし、通貨は日本国通貨に限る。
- ・ 参加等企画提案に要する一切の費用は、選考結果にかかわらず、応募者の負担とする。
- ・ 提出された企画提案書は返却しない。
- ・ 企画提案書の再提出は、提出期限内に限り認める。ただし、部分的な差し替えは認めない。
- ・ 提出されたすべての書類は、奈良県情報公開条例に基づき、情報公開の対象文書（個人情報等は非公開）となるが、提出者に無断で公開にしない。
- ・ 提出書類に虚偽の記載をした場合は、企画提案参加資格を取り消す。

10 企画提案書の審査

審査方法	<p>提出された企画提案書等について、企画提案書によるプレゼンテーション審査を実施し、最優秀案を 1 者選定する。</p> <p>①審査予定日：別に通知する日時（令和 2 年 1 1 月下旬）</p> <p>②実施方法：シスコシステムズの WebEX を用いてリモートでのプレゼンテーションを実施。</p> <p>※プレゼンテーションに係る通信費その他費用は企画提案者の負担とする。</p> <p>③時間：1 提案者あたりの説明時間は 3 5 分を予定し、内訳は次のとおりとする。</p> <p style="padding-left: 40px;">プレゼンテーション：20 分</p> <p style="padding-left: 40px;">質疑応答：15 分</p> <p>④出席者：プレゼンテーションへの参加は 3 名までとし、主たる説明者は、当該業務を実施する際の総括責任予定者とする。</p> <p>⑤その他：プレゼンテーションの内容は、提出した提案書の内容とする（追加提案の説明や追加資料の提出は認めない。）</p>
審査内容	<p>提出された企画提案書について、次の観点から総合評価し、事業者を選定する。評点の詳細は別表のとおりとし、合計点数の最も高い事業者を選定する。全審査委員の得点の平均が 60 点以上で、かつそれぞれの評価項目で全審査委員の得点の平均が 5 割以上であり、審査委員の合議がある場合は、合計点数の最も高い事業者を最優秀提案者として特定する。なお、提案者が 1 者の場合もこれを適用する。</p>

審査結果	決定した受託予定者の名称は、企画提案書提出者全員に対し、文書により通知する。ただし、個別の審査結果については公表しない。
失格事項	<p>提案者が次に掲げる場合に該当するときは、失格とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 3に示した参加資格要件が備わっていないとき。 ・ 参加資格確認資料または企画提案書に虚偽または不正があったとき。 ・ 提出された企画提案書等が様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合せず、その補正に応じないとき。 ・ 一以上の審査項目についての記載がなかったとき。 ・ 委託上限額を超える見積書が提出されたとき。 ・ プレゼンテーションに不参加のとき。 ・ その他不正な行為があったとき。

11 業務委託契約の締結について

- (1) 上記10により特定された者は、速やかに県と本業務にかかる契約を行うこと。特定された者が正当な理由なく遅延した場合は特定を取り消すことがある。
- (2) 委託契約に当たっては、契約保証金の納付（契約金額の10%以上）が必要となる。ただし、奈良県契約規則第19条第1項各号に該当する場合はこれを免除することができる。
- (3) 契約額は、企画提案書に記載された見積額がそのまま採用されるのではなく、最優秀提案者との協議により業務仕様書を確定した後に決定する。なお、この協議が不調に終わった場合には、審査において次点となった事業者と同様の手続を行うこととする。ただし、次点となった事業者が企画提案書の審査において全審査委員の得点の平均が60点以上で、かつそれぞれの評価項目で全審査委員の得点の平均が5割以上であった場合に限る。
- (4) その他の定めのない事項については、地方自治法、同法施行令およびその他関係法令並びに奈良県個人情報保護条例、奈良県会計規則およびその他の奈良県が制定する関係条例・規則等に従うものとする。

12 契約の不締結

契約候補者が契約の締結までに以下の要件のいずれかに該当すると認められるときは、契約候補者と契約を締結しないものとする。

- (1) 役員等が暴力団員であると認められるとき。
- (2) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を

供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 奈良県が発注する物品購入等の契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が上記（1）から（5）のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 奈良県が発注する物品購入等の契約に係る下請契約等に当たって、上記（1）～（5）のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（上記（6）に該当する場合を除く。）において、県が当該契約等の解除を求めたにも関わらず、これに従わなかったとき。
- (8) 奈良県が発注する物品購入等の契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を県に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

13 契約の解除

契約締結後、契約の相手方が12（1）～（8）のいずれかに該当すると認められる場合、企画提案書など提出書類に虚偽の記載が明らかとなった場合、正当な理由なく一定期間業務を履行しない場合は、契約を解除することがある。また、契約を解除した場合は、契約の相手方に損害賠償義務が生じる。

14 留意事項

新型コロナウイルス感染症の発生等により本業務の遂行に支障が出る場合は、事業の中止、事業内容及びそれに伴う経費積算の変更について受託者と県と協議を行い、県が決定する。

本事業は一部、次年度以降の事業に連動する内容を含むが、令和3年度以降の予算成立を確約するものではない。

事業者は毎年度決定することから、今年度の受託者が次年度以降も選定されとは限らない。

【参考】

企画提案公募スケジュール

時 期	内 容
令和2年10月16日（金）	公告
令和2年10月23日（金）	参加表明書提出期限
令和2年10月23日（金）	質問受け付け〆切
令和2年10月30日（金）	質問回答
令和2年11月 9日（月）	企画提案書提出〆切
令和2年11月下旬頃	審査委員会の開催